

奈良県告示第二百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成二十八年十月十八日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
山本 晃暉	山本整骨院 大和高田市大字東中八二―二階	平成二十八年八月二十九日
保坂 昌孝	スロ―ライフ生駒鍼灸整骨院 生駒市門前町八一―一九	平成二十八年八月三十日
目黒 康二	坂元接骨院 御所市六九五	平成二十八年九月一日
池田 知香	一華鍼灸治療院 北葛城郡王寺町畠田九丁目一 六四―番地の二七	平成二十八年九月七日
座古 雄一	すみれ鍼灸マッサージ院 香芝市すみれ野二―六一―三 メルヴェイユ香芝三〇―一号室	平成二十八年九月十二日